

鶏卵トレーサビリティ導入ガイドライン

平成16年11月30日

社団法人食品需給研究センター

目 次

はじめに	1
1 本ガイドラインの対象	3
(1) 対象とする製品	3
(2) 対象業種・事業者	3
2 トレーサビリティシステムの導入によって期待される効果等	5
(1) トレーサビリティシステムの概念	5
(2) トレーサビリティシステムの導入によって期待される効果	6
(3) トレーサビリティシステム導入に当たっての留意点	6
3 トレーサビリティシステム導入の進め方	7
(1) 目標の設定	7
(2) 生産流通に携わる事業者による合意形成	7
(3) 教育・研修	7
(4) 検査・監査	7
(5) トレーサビリティシステムの文書化	7
4 識別単位(ロット)の形成	9
(1) 識別単位(ロット)の形成	9
(2) ロットの大きさに関する留意点	9
(3) ロットの形成方法	9
5 生産流通の各段階における情報の記録・保管と伝達方法	14
(1) 必須情報と推奨情報	14
(2) 識別管理の方法	14
5 - 1 養鶏場	16
(1) 情報の内容	16
(2) 情報の記録・保管	18
(3) 出荷先に伝達すべき情報	19
5 - 2 GPセンター	25
(1) 情報の内容	25
(2) 情報の記録・保管	26
(3) 出荷先に伝達すべき情報	27
5 - 3 卸売業	35
5 - 4 小売業	36
6 情報の保存期間	38

7	トレーサビリティシステムによる消費者に対する情報提供のあり方	39
7-1	提供が推奨される情報の内容	39
7-2	情報伝達の方法	41
(1)	消費者からの問い合わせへの対応	41
(2)	店頭における情報提供	41
(3)	商品ラベルへの表示	41
(4)	卵殻印字	41
(5)	ホームページでの情報提供	42
(付表1)	関連法規等	45
(付表2)	用語の定義と説明	46

はじめに

1 ガイドライン策定のねらい

食の安心・安全に対する消費者の意識の高まりを背景として、農産物・食品に関するトレーサビリティシステムの導入への機運が高まっている。また、鶏卵についても、高病原性鳥インフルエンザや賞味期限の偽装表示事件の発生を背景として、リスク管理対策や消費者の信頼を確保するため、トレーサビリティシステムの導入・普及が重要な課題となっている。

本ガイドラインは、鶏卵のトレーサビリティシステムについて、主に養鶏場、GPセンターを対象に記録・保管すべき情報内容、消費者への情報提供方法等の重要事項やシステムの導入に当たって留意すべき点を示したものである。本ガイドラインが鶏卵の生産・流通関係者によるトレーサビリティシステム導入の自発的な取組みを助長し、システムの普及推進に貢献できることを期待する。

なお、本ガイドラインについては、今後のシステム導入による経験やICTタグ等の情報技術の進展状況に応じて、その改善及び拡充を図っていくため、必要に応じて見直しを行うこととしている。

トレーサビリティシステムの基本的な考え方については、既に、「食品のトレーサビリティシステムの構築に向けた考え方（平成16年3月）」及び「食品トレーサビリティシステム導入の手引き（食品トレーサビリティガイドライン及びトレーサビリティシステム実証事例）（平成15年3月）」が公表されているので参照されたい。

上記の「食品のトレーサビリティシステムの構築に向けた考え方」の1頁及び2頁に示されているように、「（トレーサビリティの）取組みに当たっては、フードチェーン全体に適用するのか、その一部に適用するのかを明確にし、一部に対して適用する場合には、その範囲を明確にして段階的に進めることが重要である。」すなわち、生産から小売に至る流通過程全体についてトレーサビリティシステムを導入することが適切であるが、直ちに全体への導入が困難である場合には、当面どの部分に導入するのかを明確にし、また、必要に応じて外部からの照会にも対応できるようにした上で導入を進め、全体への導入に向けて逐次努力していくことが必要である。また、取り扱っている鶏卵の一部についてトレーサビリティシステムを導入する場合にも同様の取組みが必要である。

本ガイドラインが、鶏卵の生産流通に携わる関係者によって各々の置かれている状況に応じて活用され、トレーサビリティシステムの実現に向けた着実な前進に資することを切に希望する。

2 ガイドラインの検討経緯

本ガイドラインの策定にあたっては、社団法人食品需給研究センターが事務局となって鶏卵の生産から消費に至る関係者により「鶏卵トレーサビリティ導入ガイドライン策定委員会」を設置し、検討を行った。

同委員会のメンバー及び会合の開催状況は以下のとおりである。

鶏卵トレーサビリティ導入ガイドライン策定委員会委員

(五十音順)

岩崎 和夫	株東急ストア日配食品部和風デイリー課課長(第1回まで)
岩月 忠和	三州食品(株)代表取締役会長
岡村 勝	全農畜産販売部鶏卵課課長
島田 英幸	社団法人日本養鶏協会専務理事
杉田 明	社団法人日本卵業協会専務理事
蓮尾 隆子	家庭栄養研究会副会長
彦坂 誠	神奈川中央養鶏農業協同組合理事
松田 友義	千葉大学大学院自然科学研究科教授
山本 警二	株東急ストア日配食品部和風デイリー課課長(第2回以降)
()	は座長)

開催状況

- 第1回 平成16年 7月21日(水)
- 第2回 平成16年 9月13日(月)
- 第3回 平成16年10月29日(金)
- 第4回 平成16年11月19日(金)

1 本ガイドラインの対象

(1) 対象とする製品

殻付きの食用鶏卵

注：本ガイドラインでは、ゆで卵、液卵等の加工卵製品は対象としていない。

(2) 対象業種・事業者

鶏卵の生産・選別包装・流通・販売を担う企業、団体、個人

各段階別の対象は、次のとおり。

生産段階

養鶏場

選別・包装段階

G P センター

卸売段階

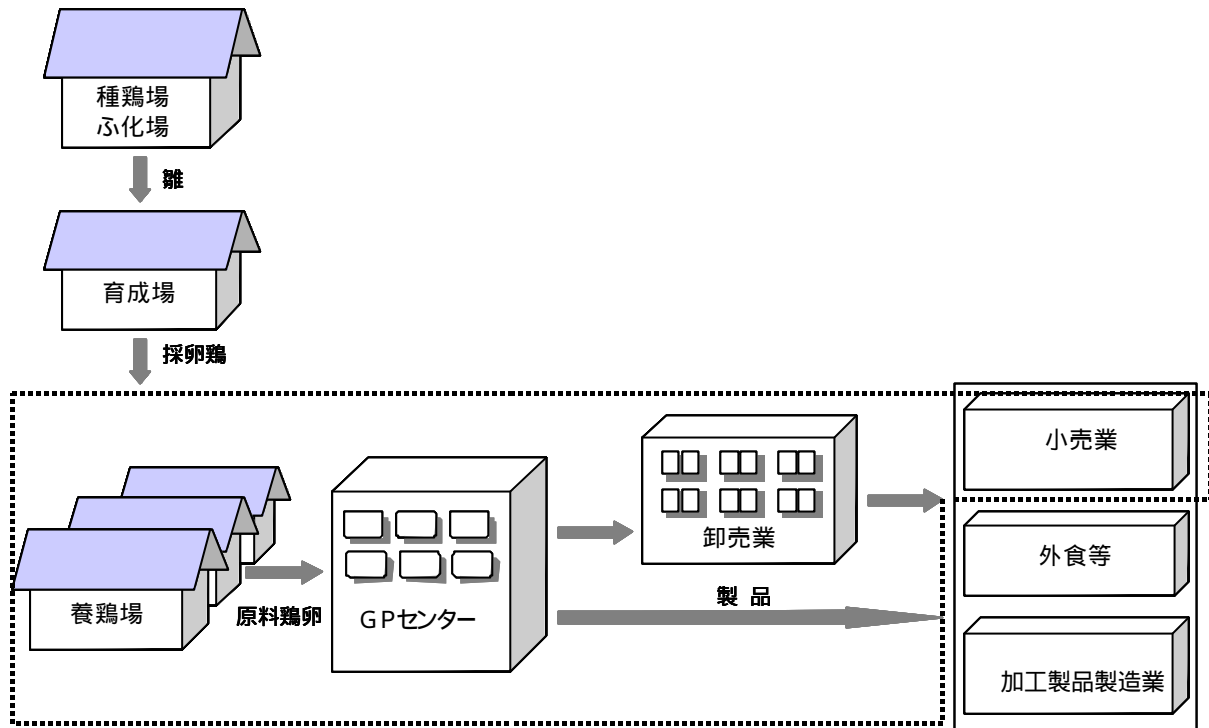
卸売業者

小売段階

専門小売店、スーパーマーケット、生活協同組合店舗（宅配業務をふくむ）その他鶏卵を販売する小売店

注：本ガイドラインでは、家計消費向け加工製品及び業務向け加工製品に仕向けられる原料鶏卵については、加工前のG P センター及び卸売業段階までを対象としている。なお、加工製造業者が加工製品のトレーサビリティを導入する際には、原料鶏卵のトレーサビリティシステムとの接続性を確保しておく必要がある。

図1 鶏卵の主な流通経路と本ガイドラインの対象



(注1) 破線は、本ガイドラインの対象範囲

(注2) 上記の業種においては、専業のほか、養鶏場 + GPセンター、養鶏場 + GPセンター + 卸売業等の一貫経営も少なくない。

(注3) GPセンターや卸売業では、産地と消費地の事業者間において仲買取引も少なくない。

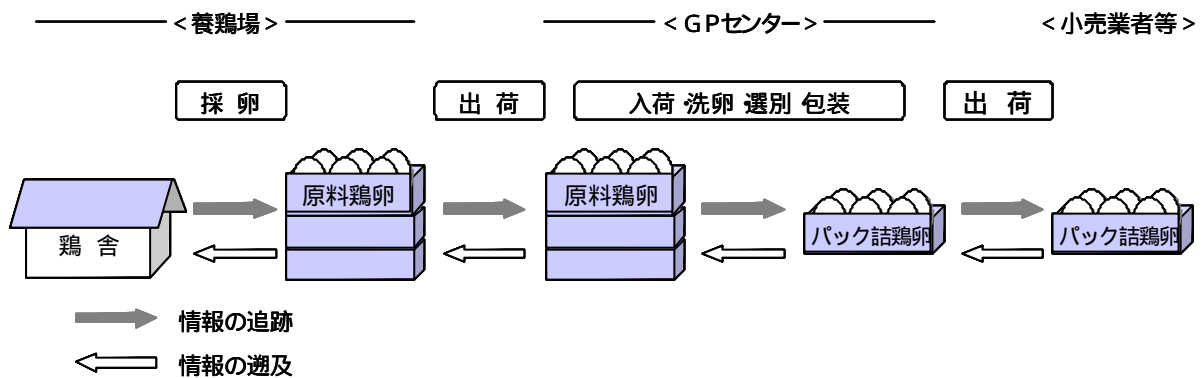
2 トレーサビリティシステムの導入によって期待される効果等

(1) トレーサビリティシステムの概念

トレーサビリティシステムは、生産、処理、加工、流通・販売等の段階で、食品の仕入先、販売先などの記録を取り、保管し、識別番号等を用いて食品との結びつきを確保することによって、食品とその流通した経路及び所在等を記録した情報の追跡と遡及を可能とする仕組みである。

(「食品のトレーサビリティシステム構築に向けた考え方」平成16年3月)

図2 鶏卵のトレーサビリティにおける製品とその情報の追跡と遡及



(2) トレーサビリティシステムの導入によって期待される効果

消費者に対する信頼性の向上

必要に応じて生産履歴や流通経路に関する情報を提供することにより、消費者の信頼の向上に寄与する。また、情報が提供されることによって表示内容の確認が容易になることを通じて、表示の信頼性を高める。

リスク管理の強化

鶏卵の安全性に予期せぬ問題が生じた場合に、流通経路を遡って原因を究明することが容易になるとともに、流通先を追跡することにより、的を絞った迅速な回収・撤去を行うことが可能となる。また、このことによって、フードチェーン全体の経済的損失を最小限にとどめることができる。

生産流通に携わる事業者の責任の明確化

鶏卵の生産流通に携わる事業者がそれぞれの段階で鶏卵とその生産流通に関する情報を関連付けて記録・保管することにより、フードチェーンにおけるそれぞれの事業者の責任を明らかにすることができる。また、このことを通じてフードチェーン全体の信頼性を向上させることができる。

製品管理、品質管理の向上と効率化

生産流通の履歴に関する情報の記録・伝達や製品の識別管理を行うことにより、製品管理、品質管理の向上や効率化を図ることができる。

(3) トレーサビリティシステム導入に当たっての留意点

トレーサビリティシステムは、あくまで鶏卵とその情報の追跡、遡及のためのシステムであり、養鶏場やGPセンターでの衛生管理や品質管理、環境管理、また、物流や小売業における温度帯管理等を直接的に行うものではない。したがって、鶏卵の衛生や品質の管理を行うには、それぞれを管理するためのシステムを導入することが必要である点に十分留意する必要がある。

(注) 関連法規や衛生管理に関するガイドライン等は付表(巻末)を参照されたい。

3 トレーサビリティシステム導入の進め方

(1) 目標の設定

2(2)の「トレーサビリティシステムの導入によって期待される効果」を勘案し、達成すべき具体的な目標を検討する。

(2) 生産流通に携わる事業者による合意形成

鶏卵の生産流通に携わる事業者によって(1)の具体的な目標や生産流通履歴情報の取扱い(記録・保管すべき情報及び伝達すべき情報の選択、消費者への情報提供方法等)について合意形成を図る。

(3) 教育・研修

生産流通履歴情報の記録、保管、伝達等の作業を正確に行うことができるよう、各事業者内において、トレーサビリティシステムに関する教育・研修を行うことを検討する。

(4) 検査・監査

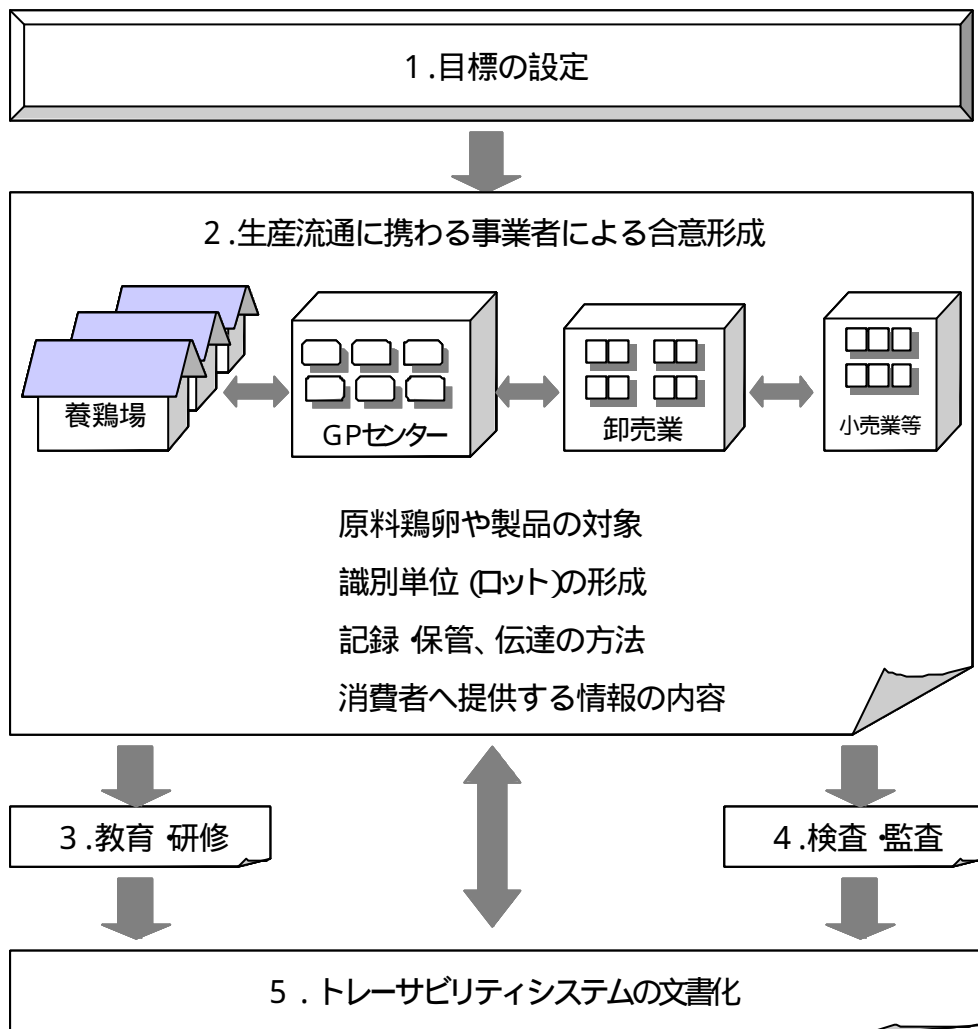
内部検査としては、各事業者において生産流通履歴情報の記録、保管、伝達等の作業が正確に行われているかどうか、定期的に検査を行うことが重要である。

また、必要に応じて、第三者機関によるトレーサビリティシステム自体の妥当性やシステムの実施状況に関する監査を導入することを検討する。

(5) トレーサビリティシステムの文書化

(1)から(4)までの事項を含め、トレーサビリティシステムに関し定めた事項について文書化を図る。

図3 トレーサビリティシステム導入の進め方



4 識別単位（ロット）の形成

（１）識別単位（ロット）の形成

鶏卵の主な生産流通のプロセスは、次のとおりである。

養鶏場における原料鶏卵の採卵、出荷

GPセンターにおける原料鶏卵の入荷、洗卵・選別・包装及び鶏卵製品（以下、製品という）の出荷

卸売業における製品の入荷（仕入れ）、出荷

小売業における製品の入荷（仕入れ）、販売

トレーサビリティを実現するためには、各段階において、追跡する鶏卵を識別する単位（ロット）を定め、識別の記号を付して管理することが必要である。

生産流通のいずれかの段階でロットが統合されたり、分割されたりする場合には、各事業者は統合又は分割作業の前後において識別記号を付けてロットの対応関係を記録することが必要である。

（２）ロットの大きさに関する留意点

事故が生じた場合、製品の回収・撤去や原因究明は、識別されたロットをベースに行われる。ロットを小さくすれば、製品回収の際、より速く範囲を絞ることができ、また、原因究明も行いやすい一方、ロットの分別管理に伴うコストが高くなる。ロットを大きくすると、分別管理に伴うコストは低くなるが、製品の回収・撤去の範囲が広がるため経済的損失が増大し、また、原因究明が難しくなりやすいというデメリットがある。

また、製品に対する表示によってきめ細かな情報提供をより正確に行うためには、表示される情報に対応したロットが形成され、それが分別されて供給される仕組みができていくことが必要である。

リスク管理等を効率的に行うためには、以上の点を勘案してロットの大きさを適切に決定することが重要である。

（３）ロットの形成方法

ロットの形成に当たっては、同一採卵日・同一養鶏場の原料鶏卵を原則とし、複数の養鶏場のものと統合されないことが望ましい。

GPセンターで複数の養鶏場で採卵された原料鶏卵を統合する場合は、それらの飼

養管理方法や鶏卵の品質・特徴等が同一であることを前提とした上で、できるだけ養鶏場数が少ないこと、また、それら養鶏場の立地範囲が狭い地域に限定されることが事故発生時の効率的な製品回収や原因究明を行う上で望ましい。

具体的なロットの形成方法は、同一採卵日であることを前提として次の4つのケースが考えられる。

鶏舎

同一養鶏場における複数の鶏舎（鶏舎群）

養鶏場

複数の養鶏場

なお、同一養鶏場において鶏舎ないし鶏舎群単位でロットを形成する場合、ロットを分別する要件として、飼養管理方法、採卵鶏の品種、ワクチンの接種状況、鶏卵の品質・特徴が考えられる。

（注） 1 養鶏場が複数の農場を有する場合、ここでいう養鶏場は農場のことを指す。

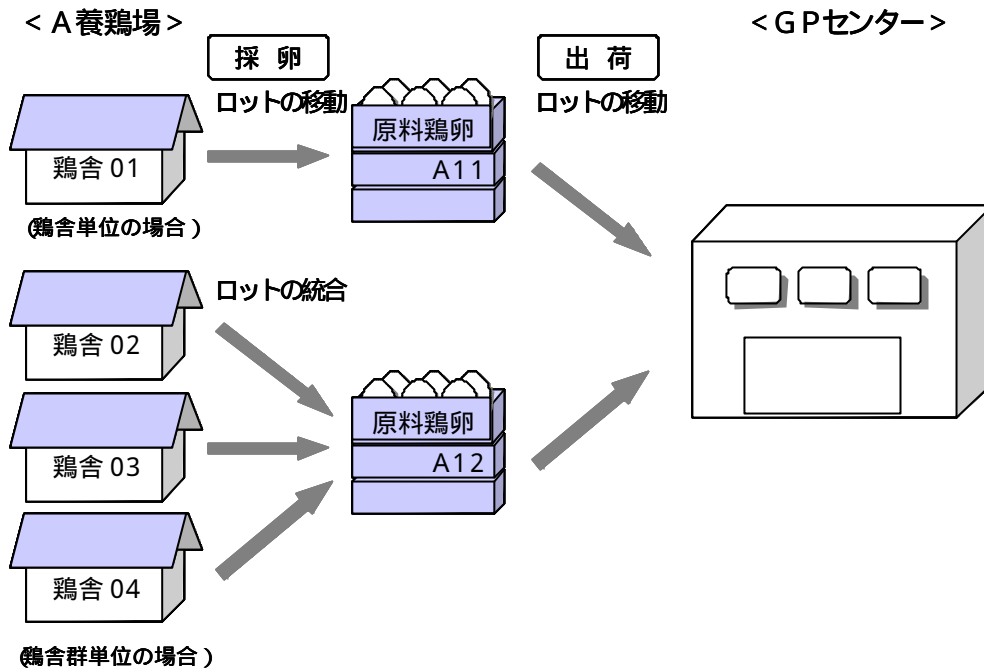
（3 - 1）養鶏場段階

鶏舎単位又は鶏舎群単位で識別管理を行う場合

A 養鶏場の例では、鶏舎 0 1 から採卵した原料鶏卵 A 1 1 は他の鶏舎から採卵したものと分別され、G P センターに出荷される（鶏舎単位）。また、3 つの鶏舎（0 2、0 3、0 4）から採卵した原料鶏卵 A 1 2 は他の鶏舎から採卵したものと分別され、出荷される（鶏舎群単位）。鶏舎群単位のロット形成においては、短期間で鶏舎群の構成が変化するので、この確認を正確に行うことが重要である。

なお、採卵鶏については、鶏舎単位で育成場、ふ化場、種鶏場等の履歴について記録しておく必要がある。

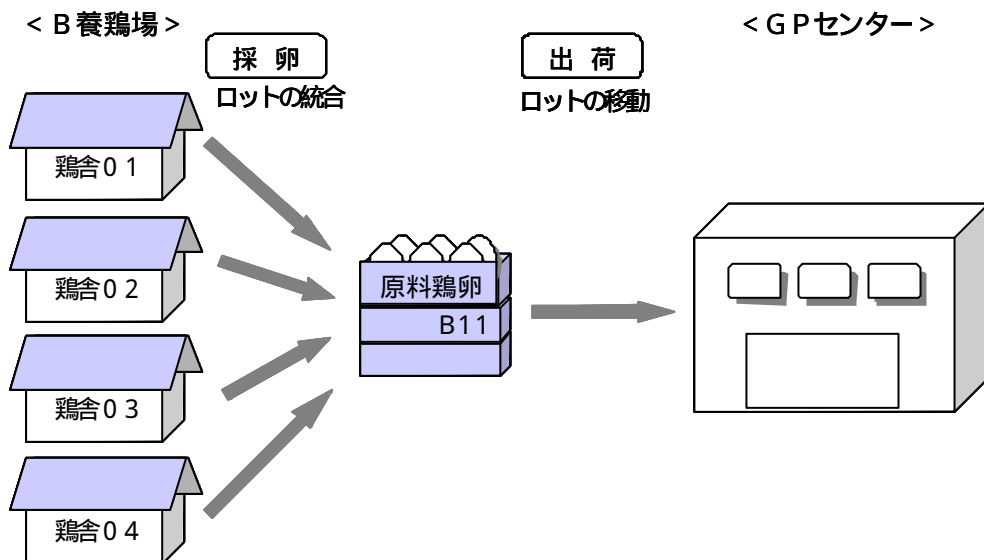
図4 養鶏場におけるロットの形成「鶏舎単位、鶏舎群単位で識別管理を行う場合」



養鶏場単位で識別管理を行う場合

B養鶏場の例では、4つの鶏舎から採卵した原料鶏卵は、B11のひとつのロットに統合され、GPセンターに出荷される。なお、採卵鶏については、鶏舎単位で育成場、ふ化場、種鶏場等の履歴について記録しておく必要がある。

図5 養鶏場におけるロットの形成「養鶏場単位で識別管理を行う場合」



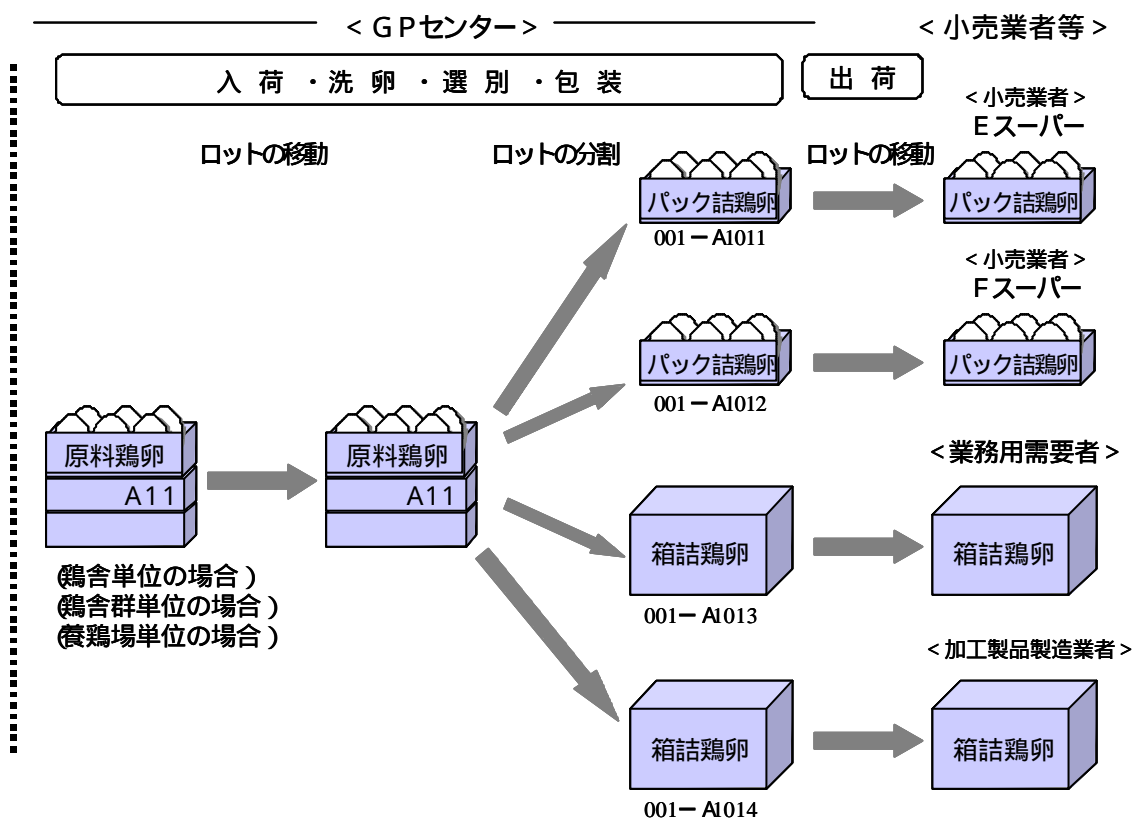
(3 - 2) G Pセンター段階

鶏舎単位、鶏舎群単位又は養鶏場単位で識別管理を行う場合

この例では、養鶏場から入荷した原料鶏卵 A 1 1 は、そのままラインに投入し、洗卵・選別され、包装は4つのロットに分割され、出荷される。この原料鶏卵 A 1 1 は、鶏舎単位、鶏舎群単位又は養鶏場単位で識別されたロットであり、他のロットとは分別して作業が行われる。

図6 GPセンターにおけるロットの形成

「鶏舎単位、鶏舎群単位、養鶏場単位で識別管理を行う場合」

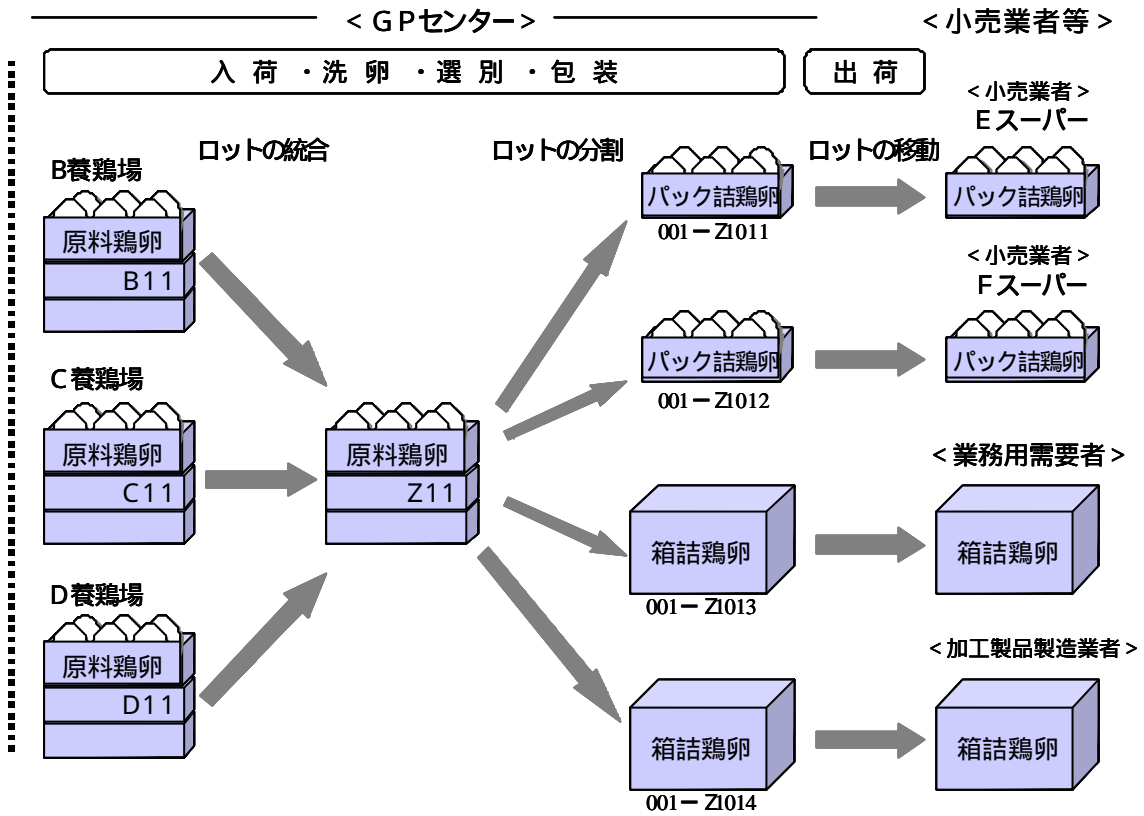


複数養鶏場単位で識別管理を行う場合

この例では、3つの養鶏場からそれぞれ入荷した原料鶏卵はZ 1 1のロットに統合され、そのままラインに投入し、洗卵・選別され、包装は4つのロットに分割され、出荷される。この原料鶏卵Z 1 1は、他のロットとは分別して作業が行われる。

図7 GPセンターにおけるロットの形成

「複数養鶏場単位で識別管理を行う場合」



5 生産流通の各段階における情報の記録・保管と伝達方法

(1) 必須情報と推奨情報

トレーサビリティシステムで記録・保管される情報は、トレーサビリティシステムの成立に不可欠な必須情報と消費者の信頼性向上等の観点から記録・保管し、必要に応じて消費者へ提供することが望ましい推奨情報に分けられる。この他にも、有益な情報があれば事業者の創意工夫によって任意の情報として記録・保管ないし消費者への情報提供を行うことが適切である。

以下に、養鶏場、GPセンター、卸売業、小売業の各段階ごとに記録・保管すべき情報の内容や伝達方法について示す。

なお、フードチェーンの各事業者間において共有すべき情報の内容や伝達方法については、関係者間で合意を形成することが重要である。

(2) 識別管理の方法

養鶏場やGPセンターにおける主要な作業工程において原料鶏卵や製品の識別管理を行うためには、識別単位となるロットを定め、番号を付与し、鶏卵とその生産流通履歴情報との対応関係を記録する必要がある。

ロットの形成と識別管理の方法は、次のとおりである。

原料鶏卵や製品の識別単位(ロット)を定め、識別番号や識別記号をつけて、その情報を記録・保管する。

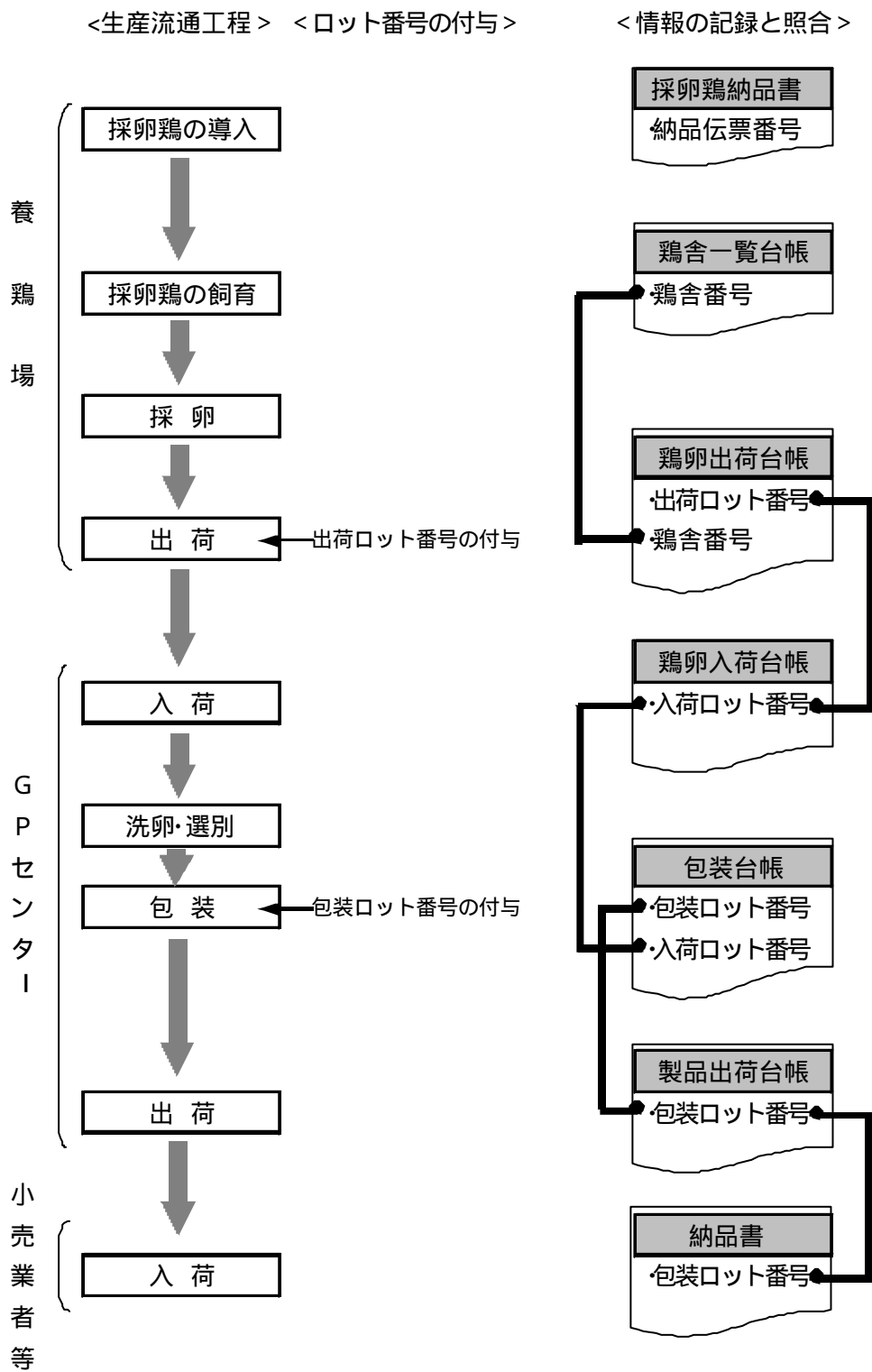
識別されたロットごとに原料鶏卵や製品を分別管理する。

採卵鶏の履歴と鶏舎、原料鶏卵と鶏舎(鶏舎単位、鶏舎群単位で識別する場合)原料鶏卵と製品等それぞれの識別単位と識別単位の関連付けを記録する。

原料鶏卵や製品が統合されたり、分割されたりするときには、作業前の識別単位と作業後の識別単位の関連付けを記録する。

生産流通の各工程における識別管理の流れについては、図8に示したとおりであるが、これらについては次節以降で詳しく示す。

図8 識別管理の方法



(注) GPセンターが卸売業務も行っている場合について示したものである。
 卸売業を経由する場合は、その入荷と出荷に関する情報の記録・保管
 について同様の作業を行う必要がある。

5 - 1 養鶏場

(1) 情報の内容

(1 - 1) 必須情報

養鶏場において鶏卵とその生産に関する情報の追跡と遡及のために最低限必要な情報。具体的には、いつ、どこで、だれが生産し、どこに出荷したのか等の情報である。

表1 必須情報

区 分	項 目
養鶏場に関する情報	養鶏場名
	住所
	生産者氏名
採卵鶏の履歴等	種鶏場・ふ化場
	育成場
	品種
	導入日
採 卵	採卵日
出 荷	出荷日
	出荷先
	出荷数量

養鶏場に関する情報

「養鶏場名」、「住所」、「生産者氏名」等養鶏場の概要に関する情報である。

採卵鶏の履歴等

サルモネラ等の原因究明を行うためには、採卵鶏の履歴について明らかにしておく必要がある。したがって、「種鶏場」と種卵生産日、「ふ化場」とふ化日、「育成場」と育成記録を記録・保管しておくか、これらの仕入先に問い合わせを行うことにより遡及できるようにしておく必要がある。

出荷

「出荷数量」

養鶏場段階で個数や重量について把握できない場合は、ケース数を出荷数量とする。

(1 - 2) 推奨情報

養鶏場における飼育管理、衛生管理、品質管理等必須情報以外の情報。トレーサビリティの目標や消費者、取引先に対して提供する情報の内容等を総合的に勘案して選択することが必要である。なお、推奨情報についてもロットとの関連付けが必要な情報については、ロットと関連付けて記録・保管する必要がある。

表2 推奨情報

区 分	項 目
飼養管理等	採卵鶏の飼養羽数
	鶏舎の構造
	衛生管理
	飼料（名称、原材料等）
採卵鶏の履歴等	ワクチンの接種記録
採 卵	鶏舎名
	採卵鶏の羽数

飼養管理等

「採卵鶏の飼養羽数」

養鶏場における飼養羽数の計。

「衛生管理」

サルモネラの検査結果、鶏舎の洗浄、消毒、害虫駆除等について記録を行う。

「採卵鶏における一般的衛生管理マニュアル」の実施により、その内容を記録・保管することでも差し支えない。衛生管理の記録については日付、鶏舎、採卵鶏と採卵した原料鶏卵の対応関係が照合・確認できるようにしておくことが必要である。

「飼料」

飼料の名称、原材料名、仕入先名、製造者名等である。

採卵鶏の履歴等

「ワクチンの接種記録」

採卵鶏の仕入先から、ワクチンの接種記録を含む生育記録書や証明書を手保管しておくか、仕入先に問い合わせを行うことにより遡及できるようにしておく必要がある。

採卵

「鶏舎名」

鶏舎単位、鶏舎群単位でロット管理を行う場合には、鶏舎番号を記録する必要がある。

「採卵鶏の羽数」

採卵した原料鶏卵のロットに対応した採卵鶏の羽数。ロットは、鶏舎単位、鶏舎群単位、養鶏場単位で形成されることが考えられるので、それぞれのロットに対応した羽数を記録する。

(2) 情報の記録・保管

養鶏場の主要な四工程（採卵鶏の導入、採卵鶏の飼育、採卵、出荷）において記録・保管すべき情報は図9に示したとおりである。

養鶏場では、鶏卵と採卵鶏に関する情報等各種の情報との対応関係を記録することが必要である。識別管理の単位となるロットと各種情報との対応関係が明らかになることによってはじめて、問題が生じたときの原因究明が可能となる。

情報の記録・保管や伝達に当たって、可能な場合には、現在の業務で利用している伝票類や台帳等をそのまま、あるいは、所要の変更を加えて活用することが効率的である。

採卵鶏の導入

採卵鶏が搬入され、鶏舎に配置される際に「採卵鶏の履歴等」について鶏舎単位で記録する（「表3 採卵鶏の導入・鶏舎一覧台帳」を参照）。採卵鶏の納品伝票（「表5 採卵鶏納品伝票」を参照）や生育記録書を活用するか、又は、仕入先である育成場、ふ化場、種鶏場に問い合わせを行うことにより遡及できることにしておくことでも差し支えない。

採卵

採卵日を記録する。採卵日は、納品書や出荷台帳に記録することで差し支えない（「表4 鶏卵の出荷台帳」を参照）。採卵鶏の品種や履歴に関する情報（「表3 採卵鶏の導入・鶏舎一覧台帳」）により、採卵鶏と原料鶏卵との対応関係の照合・確認を行う必要がある。

出荷

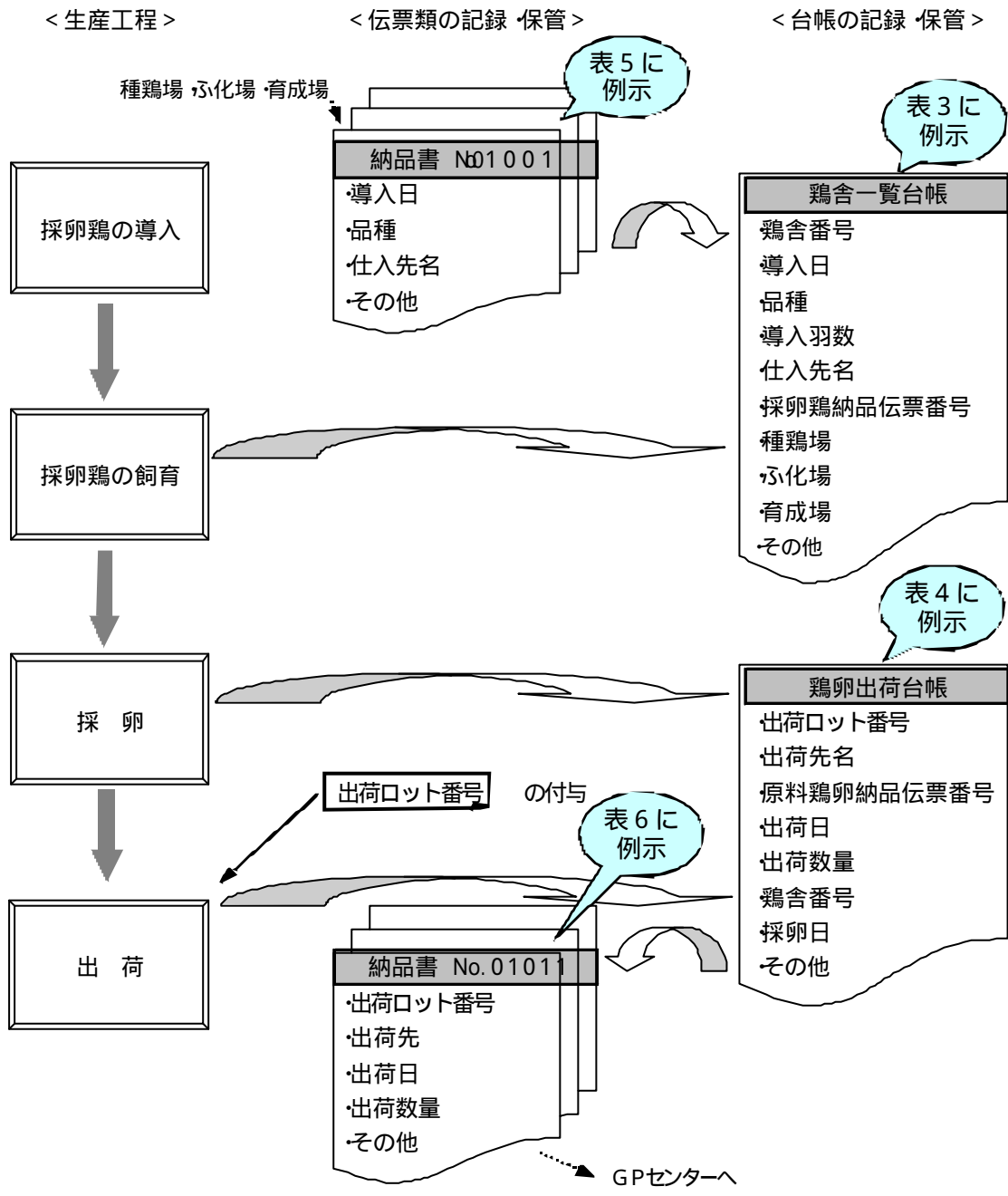
出荷日、出荷先、出荷数量及び出荷ロット番号を記録する。出荷ロット番号については、原料鶏卵納品伝票（「表6 原料鶏卵納品伝票」を参照）を用いることでも差し支えない。

出荷ロットと採卵した鶏舎（養鶏場単位でロットを形成する場合は、鶏舎の記録は不要）の対応関係については「表4 鶏卵の出荷台帳」を参照されたい。

（3）出荷先に伝達すべき情報

出荷先に伝達すべき情報の内容については、消費者にどのような情報を提供するのかを勘案して、フードチェーンの各事業者間で合意形成する必要がある。「問い合わせ先」を含む納品伝票に記されている情報内容で最低限のトレーサビリティは確保されるが、フードチェーンの連携強化を図る観点から、できる限り多くの情報の共有化が望ましい。

図9 養鶏場における生産工程と情報の記録・保管



(注) 上記必須情報の記録・保管を例示したもの。推奨情報(表2参照)についても、ロットとの関連付けが必要な情報については、それぞれの工程ごとに記録・保管する必要がある。

図 1 0 養鶏場におけるロットの照合・確認の方法

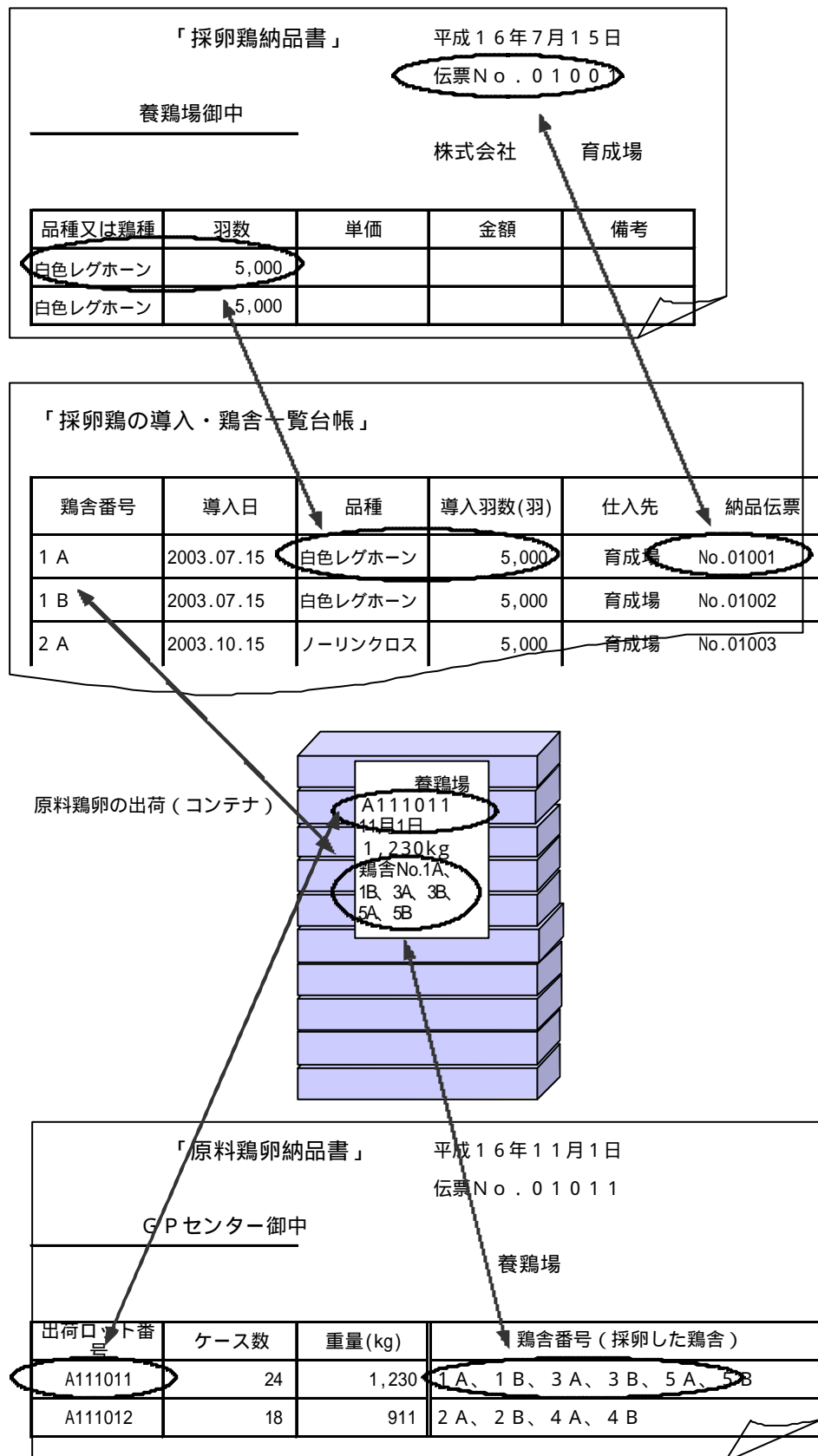


表3 採卵鶏の導入・鶏舎一覧台帳（記録の例示）

「採卵鶏の導入・鶏舎一覧台帳」						2004.11.01 現在			
鶏舎番号	導入日	品種	導入羽数(羽)	仕入先	納品伝票	種鶏場	ふ化場	育成場	備考
1 A	2003.07.15	白色レグホーン	5,000	育成場	No.01001	種鶏場	ふ化場	育成場	
1 B	2003.07.15	白色レグホーン	5,000	育成場	No.01002	種鶏場	ふ化場	育成場	
2 A	2003.10.15	ノーリンクロス	5,000	育成場	No.01003	種鶏場	ふ化場	育成場	
2 B	2003.10.15	ノーリンクロス	5,000	育成場	No.01004	種鶏場	ふ化場	育成場	
3 A	2004.01.15	白色レグホーン	5,000	育成場	No.01005	種鶏場	ふ化場	育成場	
3 B	2004.01.15	白色レグホーン	5,000	育成場	No.01006	種鶏場	ふ化場	育成場	
4 A	2004.04.15	ノーリンクロス	5,000	育成場	No.01007	種鶏場	ふ化場	育成場	
4 B	2004.04.15	ノーリンクロス	5,000	育成場	No.01008	種鶏場	ふ化場	育成場	
5 A	2004.07.15	白色レグホーン	5,000	育成場	No.01009	種鶏場	ふ化場	育成場	
5 B	2004.07.15	白色レグホーン	5,000	育成場	No.01010	種鶏場	ふ化場	育成場	

表4 鶏卵出荷台帳（記録の例示）

「鶏卵出荷台帳」 2004年11月期

鶏舎群単位でロットを形成する場合

出荷ロット番号	出荷先	出荷(納品)伝票	出荷日	出荷数量(kg)または個数	鶏舎番号(採卵した鶏舎)	採卵日	備考
A111011	G P	No.01011	1101	1,230	1 A、1 B、3 A、3 B、5 A、5 B	1101	
A111012	G P	No.01011	1101	911	2 A、2 B、4 A、4 B	1101	
A111021	G P	No.01012	1102	1,265	1 A、1 B、3 A、3 B、5 A、5 B	1102	
A111022	G P	No.01012	1102	885	2 A、2 B、4 A、4 B	1102	
A111031	G P	No.01013	1103	1,427	1 A、1 B、3 A、3 B、5 A、5 B		

「鶏卵出荷台帳」 2004年11月期

養鶏場単位でロットを形成する場合

出荷ロット番号	出荷先	出荷(納品)伝票	出荷日	出荷数量(kg)または個数	採卵日	備考
B111011	G P	No.30011	1101	1,663	1101	
B111021	G P	No.30012	1102	1,728	1102	
B111031	G P	No.30013	1103	1,923	1103	

表5 採卵鶏納品書（記録の例示）

「採卵鶏納品書」		平成16年7月15日		
		伝票No. 01001		
養鶏場御中				
		株式会社 育成場		
品種又は鶏種	羽数	単価	金額	備考
白色レグホーン	5,000			
白色レグホーン	5,000			
ノーリンクロス	5,000			
ノーリンクロス	5,000			

表6 原料鶏卵納品書（記録の例示）

「原料鶏卵納品書」		平成16年11月1日	
		伝票No. 01011	
GPセンター御中			
		養鶏場	
出荷ロット番号	ケース数	重量(kg)	鶏舎番号（採卵した鶏舎）
A111011	24	1,230	1 A、1 B、3 A、3 B、5 A、5 B
A111012	18	911	2 A、2 B、4 A、4 B

5 - 2 G Pセンター

(1) 情報の内容

(1 - 1) 必須情報

G Pセンターにおいて鶏卵とその製造・出荷に関する情報の追跡と遡及のために最低限必要な情報。具体的には、いつ、どこで、だれがどの原料鶏卵を用いて製品を製造し、どこに出荷したのか等の情報である。

表7 必須情報

区 分	項 目
G Pセンターに関する情報	G Pセンター名（包装者）
	住所
原料鶏卵入荷	仕入日
	仕入先
	仕入数量
包 装	包装日
	賞味期限
	規格
	数量（個数、重量）
出 荷	販売先名
	販売日（出荷日）
	数量（個数、重量）

G Pセンターに関する情報

G Pセンターの名称、会社名、住所等G Pセンターの概要に関する情報である。

原料鶏卵入荷

「仕入数量」

仕入数量は、個数、重量、ケース数のうち、入荷時点で判明しているもので表すこととする。原料鶏卵の規格別の個数や重量は、選別（格付）作業後に養鶏場へ渡される精算伝票に記載される。

(1 - 2) 推奨情報

G Pセンターにおける衛生管理、品質管理等基本情報以外の情報。トレーサビリティの目標や消費者、取引先に対して提供する情報の内容等を総合的に勘案して選択することが必要である。なお、推奨情報についてもロットとの関連付けが必要な情報については、ロットと関連付けて記録・保管する必要がある。

表 8 推奨情報

区 分	項 目
衛生管理	サルモネラ等
品質管理	鶏卵品質検査結果
出 荷	配送便名

衛生管理

「サルモネラ等」

サルモネラ検査結果、G Pセンター内の洗浄、消毒、害虫駆除等について記録を行う。「卵選別包装施設の衛生管理要領」(厚生労働省)、「G Pセンター衛生管理の要点」(社団法人日本養鶏協会)に基づき実施している場合は、その内容を記録・保管することでも差し支えない。これらの記録は、日付や衛生管理項目と製品の関連付けがあるものについては、その対応関係を照合・確認できるようにしておくことが必要である。

品質管理

「鶏卵品質検査結果」

卵殻強度、卵殻厚、卵黄色、ハウ・ユニット、卵殻付着細菌(一般生菌数、大腸菌群、サルモネラ)等の検査結果である。

(2) 情報の記録・保管

G Pセンターにおける主要四工程(原料鶏卵の入荷、 原料鶏卵の洗卵・選別、包装、 製品の出荷)において記録・保管すべき情報は図 1 1 に示したとおりである。

G Pセンターでは、原料鶏卵と製品の対応関係、すなわち、入荷時のロット番号と出荷時のロット番号の対応関係を記録することが識別管理の基本である。対応関係を記録する具体的な方法として、原料鶏卵が入荷したときの「入荷ロット番号」(養鶏

場からの出荷ロット番号を用いることでも差し支えない) 包装したときの「包装ロット番号」を付与し各ロットの対応関係を記録する方法がある。

情報の記録・保管や伝達に当たって可能な場合には、現在の業務で利用している伝票類や台帳等をそのまま、あるいは、所要の変更を加えて活用することが効率的である。

原料鶏卵の入荷

原料鶏卵が入荷した場合、仕入日、仕入先、仕入数量及び入荷ロット番号(出荷ロット番号と同じでもよい)を記録をする(「表9 鶏卵の入荷台帳」を参照)。養鶏場から受け取る納品伝票(「表6 原料鶏卵納品書」参照)を用いることでも差し支えない。

原料鶏卵の洗卵・選別

格付けの結果に基づいて、規格別の個数、重量を記録する。出来高伝票や精算伝票(「表12 原料鶏卵精算書」参照)を活用することでも差し支えない。

包装

包装日、品名、賞味期限、規格、数量(個数、ケース数)及び包装ロット番号を記録する(「表10 包装(製造実績)台帳」を参照)。包装ロット番号と入荷ロット番号を照合させることで原料鶏卵と包装された製品の対応関係を確認することができる。業務で使用されている製造実績日報(「表13 製造実績日報」参照)を活用することでも差し支えない。

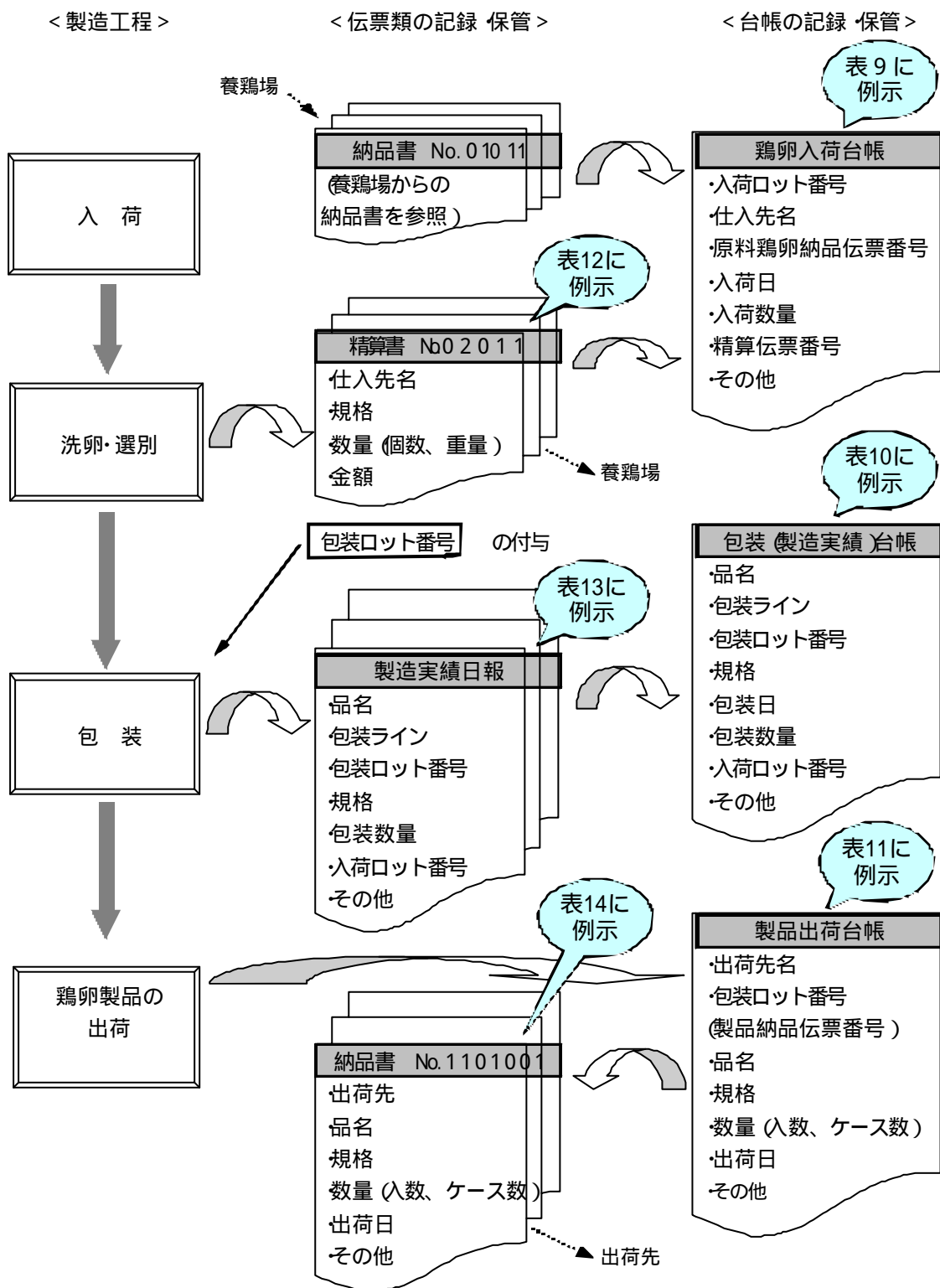
出荷

出荷先、出荷日、出荷数量(「表14 製品納品書」参照)及び包装ロット番号を記録する(「表11 製品出荷台帳」を参照)。包装ロット番号と入荷ロット番号を照合させることで、原料鶏卵と製品の対応関係を把握することができる。

(3) 出荷先に伝達すべき情報

出荷先に伝達すべき情報の内容については、消費者にどのような情報を提供するのかを勘案して、フードチェーンの各事業者間で合意形成する必要がある。「問い合わせ先」を含む納品伝票に記されている情報内容で最低限のトレーサビリティは確保されるが、フードチェーンの連携強化を図る観点から、できる限り多くの情報の共有化が望ましい。

図11 GPセンターにおける製造工程と情報の記録・保管



(注) 上記必須情報の記録・保管を例示したもの。推奨情報(表8参照)についても、ロットとの関連付けが必要な情報については、それぞれの工程ごとに記録・保管する必要がある。

図 1 2 G Pセンターにおけるロットの照合・確認の方法

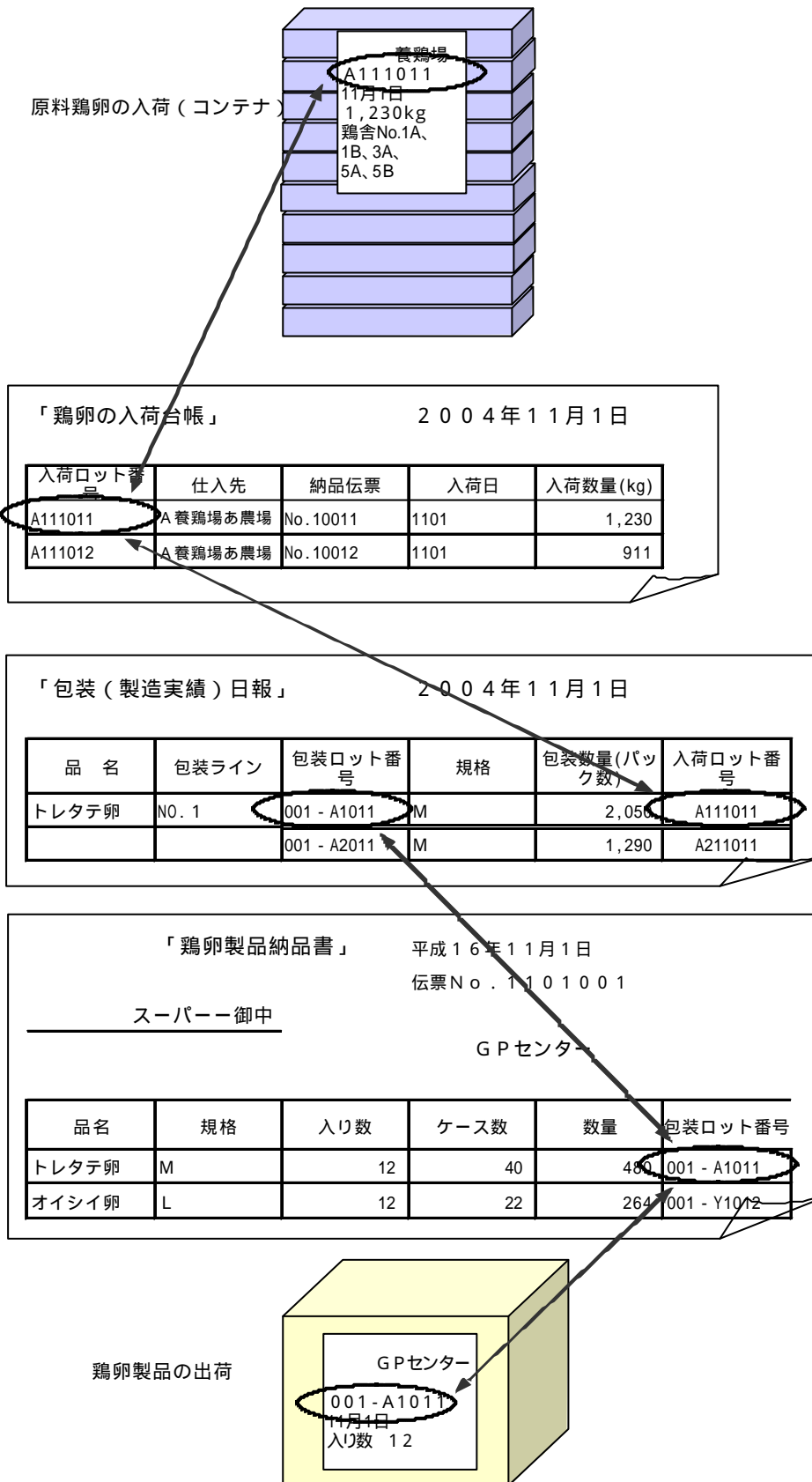


表9 鶏卵の入荷台帳（記録の例示）

「鶏卵の入荷台帳」		2004年11月1日				
入荷ロット番号	仕入先	納品伝票	入荷日	入荷数量(kg)	精算伝票	備考
A111011	A 養鶏場あ農場	No.10011	1101	1,230	No.04001	
A111012	A 養鶏場あ農場	No.10012	1101	911	No.04002	
A211011	A 養鶏場い農場	No.20011	1101	774	No.04003	
A211012	A 養鶏場い農場	No.20012	1101	1,607	No.04004	
B111011	B 養鶏場	No.30011	1101	1,663	No.04005	
C111011	C 養鶏場	No.40011	1101	1,245	No.04006	
D111011	D 養鶏場	No.50011	1101	493	No.04007	
E111011	E 養鶏場う農場	No.60011	1101	1,061	No.04008	
E111012	E 養鶏場う農場	No.60012	1101	1,608	No.04009	
E211011	E 養鶏場う農場	No.70013	1101	726	No.04010	
F111011	F 養鶏場	No.80011	1101	926	No.04011	
G111011	G 養鶏場	No.90011	1101	1,663	No.04012	
H111011	H 養鶏場	No.10011	1101	2,106		
I111011	I 養鶏場	No.11011	1101			

表 1 0 包装（製造実績）台帳（記録の例示）

「包装（製造実績）台帳」		2004年11月1日					
品名	包装ライン	包装ロット番号	規格	包装日	包装数量(パック数)	入荷ロット番号	備考
トタテ卵	NO. 1	001 - A1011	M	1101	2,050	A111011	1鶏舎群のロットから1製品をつくる場合
		001 - A2011	M	1101	1,290	A211011	1養鶏場のロットから1製品をつくる場合
		001 - B1011	M	1101	2,772	B111011	1養鶏場のロットから1製品をつくる場合
		001 - Y1011	M	1101	3,842	C111011	複数養鶏場のロットから2製品をつくる場合
				E111011			
				A111012			
				A211012			
オイシイ卵	NO. 1	001 - Y1012	L	1101	4,196	C111011	複数養鶏場のロットから2製品をつくる場合
						E111011	
						A111012	
						A211012	
	NO. 2	001 - D1011	L	1101	821	D111011	1養鶏場のロットから1製品をつくる場合
		001 - E1012	L	1101	2,679	E111012	
ノウリン卵	NO. 3	001 - Z1011	M S	1101	10,161	E211011	複数養鶏場のロットから1製品をつくる場合
						F111011	

表 1 1 製品出荷台帳（記録の例示）

「出荷台帳」		2004年11月1日							
出荷先 社名	センター名・店名	納品伝票番号	品名	規格	入り数	ケース数	数量	出荷日	包装ロット番号
Aスーパー	店	NO.1101001	トレタテ卵	M	12	40	480	1101	001 - A1011
		NO.1101001	オイシイ卵	L	12	22	264	1101	001 - Y1012
		NO.1101001	ノウリン卵	MS	12	24	288	1101	001 - Z1011
Aスーパー	店	NO.1101002	トレタテ卵	M	12	56	672	1101	001 - A1011
		NO.1101002	オイシイ卵	L	12	31	372	1101	001 - Y1012
		NO.1101002	ノウリン卵	MS	12	28	336	1101	001 - Z1011
Aスーパー	店	NO.1101003	トレタテ卵	M	12	39	468	1101	001 - A1011
		NO.1101003	オイシイ卵	L	12	25	300	1101	001 - Y1012
		NO.1101003	ノウリン卵	MS	12	22	264	1101	001 - Z1011
Bスーパー	センター	NO.1101004	トレタテ卵	M	12	226	2,712	1101	001 - Y1011
		NO.1101004	オイシイ卵	L	12	154	1,848	1101	001 - Y1012
		NO.1101004	ノウリン卵	MS	12	122	1,464	1101	001 - Z1011
Bスーパー	センター	NO.1101005	トレタテ卵	M	12	277	3,324		
		NO.1101005	オイシイ卵	L	12				
		NO.1101005	ノウリン卵	MS					
	店	NO.1101006	トレタテ卵	M					

表 1 2 原料鶏卵精算書 (G P センター 養鶏場)(記録の例示)

「原料鶏卵精算書」		平成 1 6 年 1 1 月 1 日			
		伝票 No . 0 2 0 1 1			
養鶏場御中		G P センター			
等級	規格	個数	重量(kg)	単価	金額
正常卵	3 L	6	0.44		
	2 L	139	9.97		
	L	851	56.40		
	M	1,443	88.34		
	MS	495	27.79		
	S	28	1.40		
	2 S	1	0.03		
	3 S	0	0.00		
異常卵	P 1	90	5.69		

表 1 3 製造実績日報（記録の例示）

「包装（製造実績）日報」		2004年11月1日			
品名	包装ライン	包装ロット番号	規格	包装数量(パック数)	入荷ロット番号
トレタテ卵	NO. 1	001 - A1011	M	2,050	A111011
		001 - A2011	M	1,290	A211011
		001 - B1011	M	2,772	B111011
		001 - Y1011	M	3,842	C111011
					E111011
					A111012
					A211012
オイシイ卵	NO. 1	001 - Y1012	L	4,196	C111011
					E111011
					A111012
					A211012
	NO. 2	001 - D1011	L	821	D111011
		001 - E1012	L	2,679	E111012
ノウリン卵	NO. 3	001 - Z1011	MS	10,161	E211011
					F111011
					G111011
					H111011

表 1 4 鶏卵製品納品書（GPセンター 小売業者等）（記録の例示）

「鶏卵製品納品書」		平成16年11月1日			
		伝票No. 1101001			
スーパー御中		GPセンター			
品名	規格	入り数	ケース数	数量	包装ロット番号
トレタテ卵	M	12	40	480	001 - A1011
オイシイ卵	L	12	22	264	001 - Y1012
ノウリン卵	MS	12	24	288	001 - Z1011
計		36	86	1,032	

5 - 3 卸売業

表 1 5 卸売業において記録すべき必須情報

区 分	項 目
製品入荷	品名
	仕入日
	仕入先
	規格
	仕入数量
出 荷	品名
	出荷先
	規格
	出荷日
	出荷数量

卸売業では、製品の入荷（仕入れ）と出荷に関する情報を記録・保管する。この場合、入荷のロットと出荷のロットとの対応関係について記録・保管する必要がある。

原料鶏卵を仕入れて自社のGPセンターで選別・包装し、出荷する場合は、その記録・保管については、「5 - 2 GPセンター」を参照のこと。

また、箱詰鶏卵を仕入れてパック鶏卵に再包装を行い出荷する場合、作業前と作業後のロットにそれぞれ番号や記号をつけて、それぞれの識別単位と識別単位の関連付けを記録する必要がある。

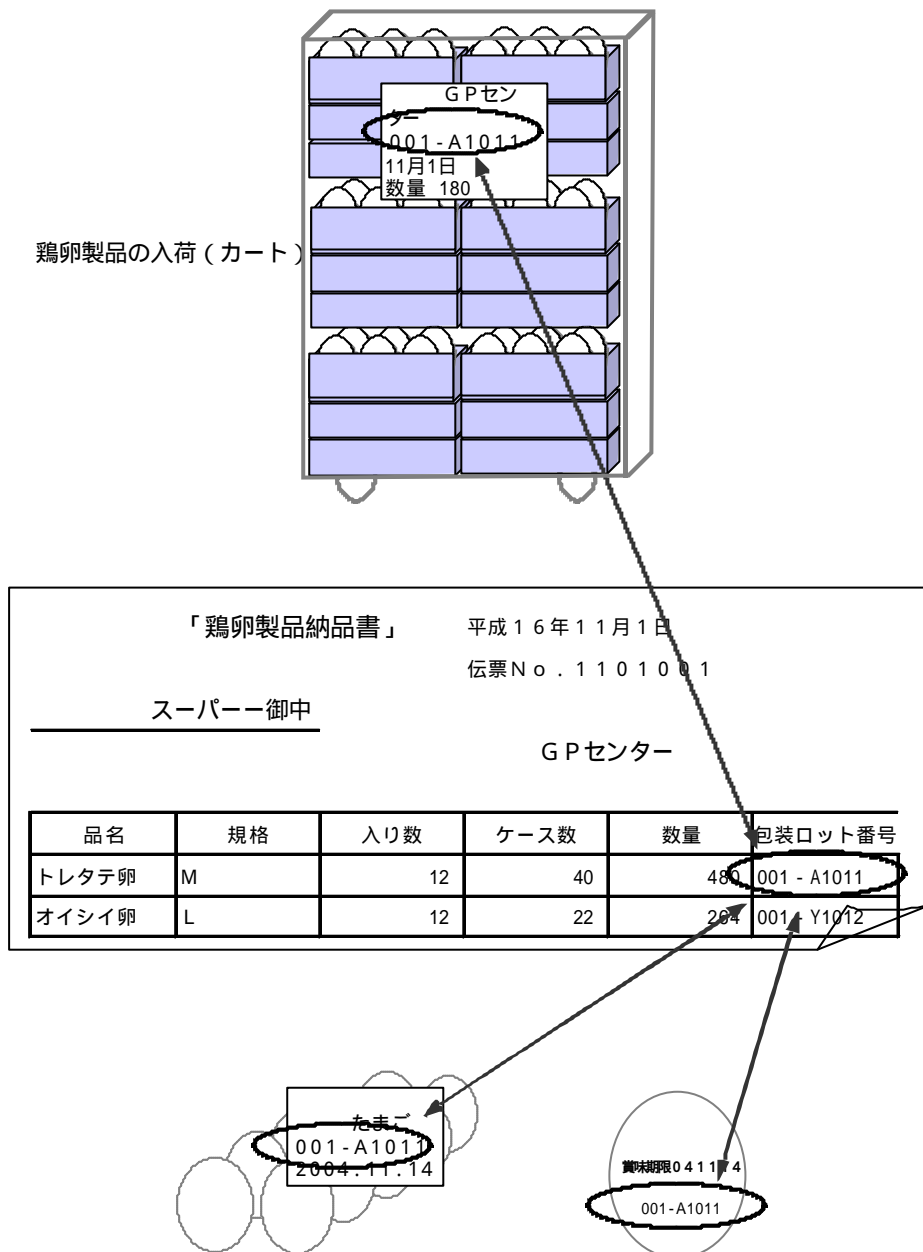
5 - 4 小売業

表 1 6 小売業において記録すべき必須情報

区 分	項 目
製品入荷	品名
	仕入日
	仕入先
	規格
	仕入数量
販 売	品名
	規格
	販売日
	販売数量

小売業では、これらの情報については、通常のPOSシステムによる商品の受発注や販売管理を行うことで記録・保管することが可能である。なお、製品がロット単位で識別されている場合には、ロット単位で入荷（仕入れ）と販売の記録を保管する必要がある。

図 1 3 小売業者におけるロットの確認・照合の方法



(注) 鶏卵製品がロット単位で識別（コードの印字等）されている場合、ロット単位で仕入と販売の記録を 保管する必要がある。

6 情報の保存期間

記録・保管した情報の保存期間は1年とする。

7 トレーサビリティシステムによる消費者に対する情報提供のあり方

7 - 1 提供が想定される情報の内容

食の安全・安心に対する消費者の意識の高まりに対応して、「いつ」、「どこで」、「だれ」が生産し、「いつ」、「どこで」、「だれ」が選別・包装したのが等トレーサビリティシステムの成立に不可欠な必須情報やトレーサビリティの成立に不可欠ではないが消費者が求める情報について積極的に提供し、鶏卵に対する消費者の信頼感の向上を図ることが望ましい。

このような観点から、トレーサビリティシステムによって伝達が可能となる、ロット単位で識別管理された鶏卵の生産流通履歴に関する情報及び養鶏場やGPセンターの概要に関する情報について、消費者重視の観点から情報提供を行うことが重要である。また、インターネットにおける情報提供や問い合わせへ迅速に対応する必要がある。

なお、消費者へ提供する情報については、消費者のニーズや製品の特性等を考慮して事業者自ら決める必要がある。

表17 トレーサビリティシステムによって消費者に提供することが想定される情報の例

養鶏場に関する情報	養鶏場名	GPセンターに関する情報	GPセンター名(包装者)
	住所		住所
	生産者氏名		経営理念、メッセージ等
	採卵鶏の飼養羽数		鶏卵の品質、特徴
	鶏舎の構造		衛生管理
	経営理念、メッセージ等		鶏卵品質検査結果
	鶏卵の品質、特徴		採卵日
	衛生管理	鶏卵に関する情報	鶏卵出荷日
	種鶏場・ふ化場		鶏卵出荷数量
	育成場		鶏卵仕入日
	品種		鶏卵仕入先
	導入日		鶏卵仕入数量
	ワクチンの接種記録		包装日
	飼料(飼料名、原材料名等)		賞味期限
鶏舎名	規格		
	製品出荷数量		
	製品出荷日		
	配送便名		

(注) 消費者へ提供する情報については、上表の例を参考に、消費者ニーズや製品の特性等を考慮して事業者自ら決めることが必要である。

7 - 2 情報伝達の方法

(1) 消費者からの問い合わせへの対応

鶏卵を購入した消費者がその鶏卵について電話、メール等で問い合わせがあった場合、生産流通の履歴に関する情報について迅速に対応するため、問い合わせ窓口を設置すること等により、情報提供の体制を整えておく必要がある。

(2) 店頭における情報提供（商品ボード、ビデオ、タッチパネル等）

養鶏場やGPセンターの概要についてはビデオや商品ボード等を活用することが考えられる。また、店頭において生産流通の履歴に関する情報を提供する方法として、コンピュータのタッチパネルがある。

(3) 商品ラベルへの表示

鶏卵に貼付又は同封されている商品ラベルに、従来のGPセンター名や問い合わせ先に加え、トレーサビリティを導入していることや養鶏場名等の生産情報、あるいは、更に詳細な情報を検索するためのホームページアドレス等を明記することが考えられる。この場合、検索コードを商品ラベルに表示することにより、ロット単位の詳細情報をホームページで検索できるようにすることも可能である。

(4) 卵殻印字

商品ラベルの場合と同様に賞味期限及び検索コードを卵殻に直接印字し、消費者から見た情報の信頼性を大きく高めるとともに、商品ラベルに記載されたホームページアドレスで詳細情報を検索できるようにすることが可能である。

(注 1) 卵殻印字の方法

可食性インクを用いてインクジェットプリンターにより、卵殻に賞味期限や検索コードを印字する方法は既に実用化されている。インクの原材料は、着色料、糊料、品質保持剤が主成分で食品衛生法の規格基準に適合したものが使用されている。また、このインクは長時間のプリンター使用にも耐えることができ、水に溶けにくく消えにくいという特徴をもっている。

(注2) 卵殻印字のメリット

- ・ 鶏卵一個一個に印字を行うため、流通の段階でロットの分割や統合が行われても、生産履歴が迅速に、正確に遡及できる。
- ・ 消費者が購入した鶏卵は、通常、コンシューマーパックから一個一個取り出し、冷蔵庫に保管される場合が多い。このような場合でも、鶏卵一個一個に印字されていることから、賞味期限や生産履歴の確認が可能であり、消費者の信頼が確保できる。
- ・ 消費者への情報提供という観点から、賞味期限の表示等において豆シールが使用されているケースもみられるが、この豆シールに比べてコストが安い。
(平成15年度鶏卵トレーサビリティシステム開発・実証試験によれば鶏卵1パック当たりの卵殻印字のコストは、豆シール仕様の約半額となっている。)

(5) ホームページでの情報提供

ホームページでトレーサビリティ対象製品に関する情報を提供する場合には、前述のようにホームページアドレスとロット単位で情報提供するために付与した検索コードを商品ラベル等に表示する必要がある。

消費者に提供する情報については、製品に関する情報と養鶏場やGPセンターに関する情報に分けて、わかりやすく提供することが重要である。

検索コードの策定方法には、以下の例が考えられる。

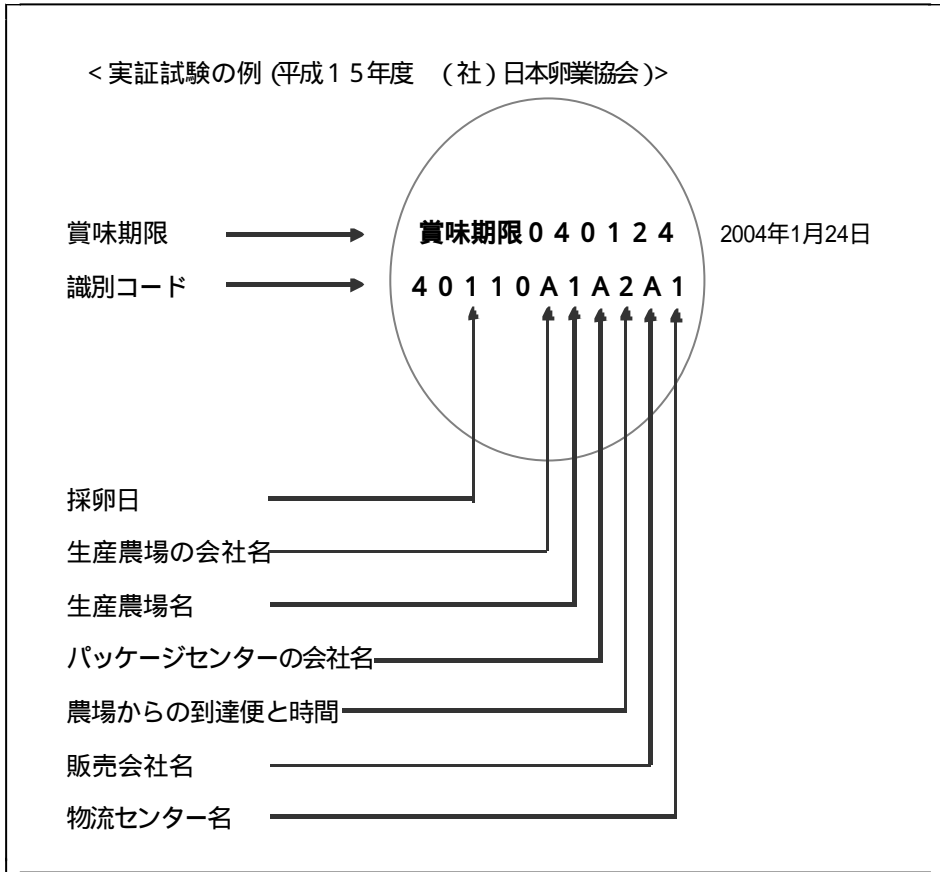
例1

11桁のコード

(平成15年度鶏卵トレーサビリティシステム開発・実証試験
(社団法人日本卵業協会))

11桁の構成は、下記のとおりである。

最初の5桁	採卵日
次の1桁	生産農場の会社名
次の1桁	生産農場名
次の1桁	パッケージセンターの会社名
次の1桁	農場からの到達便と時間
次の1桁	販売会社名
次の1桁	物流センター名



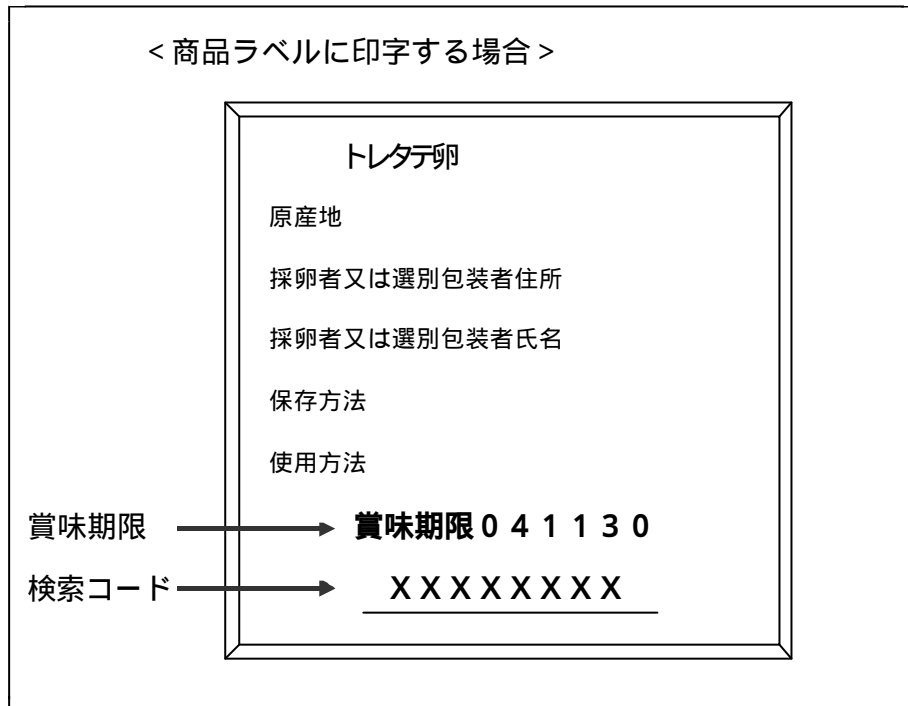
例2 (例1)よりも少ない桁数のコードの策定例

例えば、数字と英字の組み合わせによる8桁で構成する場合、以下のような構成で表すことが考えられる。

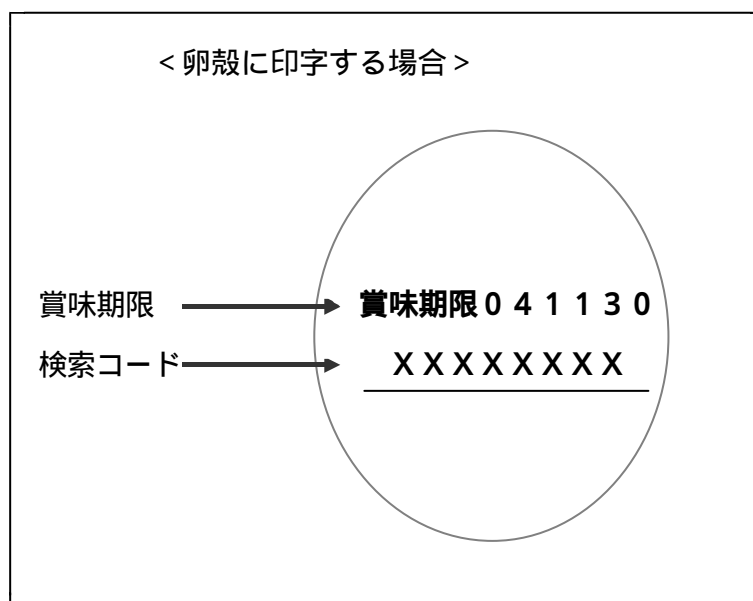
最初の3桁	GPセンター(場合によっては養鶏場)の名称を()数字、()英字、()数字と英字の組み合わせで表す。
次の5桁	ロット単位での検索に対応しうるようGPセンターが任意で決定する。例えば、包装ロットを示す番号等を用いることが考えられる。

商品ラベルに印字する場合

商品ラベルには、コンシューマーパックの場合、パックの表面に貼付されるものとパックの内側に添付されるものがある。どちらの場合にも、印字は表示欄に賞味期限と並列して行うことが適切である。



卵殻に印字する場合



(付表1) 関連法規等

「食品安全基本法」(内閣府 平成15年6月11日改正 第74号)
「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)改正による生鮮食品品質表示基準」(農林水産省 平成16年9月14日改正 第1706号)
「食品衛生法施行規則改正による鶏卵の表示基準」(厚生労働省 平成10年11月25日改正 第1674号)
「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」(HACCP手法支援法)(農林水産省 厚生労働省 平成15年6月11日改正 第71号)
「飼料安全法」(農林水産省 平成14年6月14日改正 第70号)
「鶏卵規格取引要綱」(農林水産省 平成12年12月1日改正)
「鶏卵規格取引ガイドブック」(中央鶏卵規格取引協議会、社団法人日本卵業協会)
「鶏卵の日付等表示マニュアル」(鶏卵日付表示等検討委員会)
「採卵鶏における一般的衛生管理マニュアル」(農林水産省)
「卵選別包装施設の衛生管理要領」(厚生労働省)
「GPセンター衛生管理の要点」(社団法人日本養鶏協会)
「鶏卵流通衛生管理の要点」(社団法人日本養鶏協会)

(付表2) 用語の定義と説明

トレーサビリティに関する用語

食品のトレーサビリティ (追跡可能性)	<p>生産、処理・加工、流通・販売のフードチェーンの各段階で、食品とその情報を追跡し遡及できること。</p> <p>川下方向へ追いかけるとき追跡(トラッキングまたはトレスフォワード)といい、川上方向にさかのぼるとき遡及(トレーシングまたはトレスバック)という。</p>
ロット	<p>ほぼ同一の条件下において加工または包装された食品の各段階での取扱い単位のこと。またロットを、「種類、品種、大きさ、包装、商標、ならびに原産地といった特徴が同一である製品のまとまり」として用いることもある。品目によって何をロットとするかは異なる。</p> <p>食鳥では、同一の鶏舎で、同じ餌、水で育ち、同じワクチン、同じ動物用医薬品を使用されていることとされている。</p>
データ	記録された情報。
プロセス	生産、処理・加工、流通・販売の手順、方法
識別	<p>照合番号、あるいはID番号などによって、個体、個別製品やロット、事業者、場所を特定できること。番号のつけられていない書類の束によって識別される場合もあるが、管理上、番号を付与することが望ましい。</p>
識別単位	<p>識別するときの単位。個体、個別製品やロットであり、食品の生産、処理、加工、流通、販売の各段階において、食品の形や包装方法が変わるとき、識別単位が変化する場合がある。</p>
識別記号	<p>識別するための記号。照合番号やID番号を用いることが多い。</p>
リスク管理	<p>すべての関係者と協議しながらリスク低減のための複数の政策・措置の選択肢を立案・評価し、適切な政策・措置を決定、実施・改善する過程。</p>

トレーサビリティシステム	トレーサビリティのための、「識別」、「データの作成」、「データの蓄積・保管」、「データの照合」の実施の一連の仕組み。組織・体制、文書化された手順書、およびプロセスと経営資源（要員、財源、機械、設備、ソフトウェア、技術・技法）、規則、教育・研修などからなる。
事業者	鶏卵の生産、流通、販売の担い手。養鶏場、GPセンター、卸売業者、小売業者等。

鶏卵の生産流通に関する用語

養鶏場	鶏卵を生産する農場のこと。近年は経営規模の大型化が進展し、1養鶏場が複数の農場を有する場合も多くみられる。また、GPセンターや卸売業務など一貫経営も少なくない。
GPセンター	鶏卵の選別・包装施設。(Grading and Packaging Center) 具体的な工程は、原料鶏卵の受入、洗卵、乾燥、検卵、選別、包装、出荷である。養鶏場、加工卵製造、卸売等一貫経営も少なくない。
卸売業（鶏卵）	鶏卵の卸売業務を営む卸売業。養鶏場、GPセンター等の一貫経営も少なくない。
種鶏場	種鶏を飼育し、交配により、種卵を生産する事業者。種鶏が産む卵を種卵といい、この卵から孵った雛が商業鶏となる。
ふ化場	種卵から初生雛（ふ化したばかりの雛）を生産（ふ化）する事業者。種鶏場とふ化場の一貫経営が多い。
育成場	雛を飼育し、採卵鶏を養鶏場等に供給する事業者
採卵	採卵鶏から産卵された鶏卵を採集する作業のこと。
原料鶏卵	未洗卵・未選別・未包装の殻付き鶏卵のこと。略して原料卵、原卵ともいう。
製品（鶏卵）	鶏卵製品のこと。本ガイドラインの対象では、パック詰鶏卵、箱詰鶏卵をいう。
パック詰鶏卵	殻付きの食用鶏卵をコンシューマーパックに詰めたもので10個入り、6個入り、4個入り等がある。
箱詰鶏卵	殻付きの食用鶏卵を箱詰めしたもので10kg入り、5kg入り等がある。

加工製品	鶏卵の加工製品（加工卵）は、業務向けの凍結卵、生液卵及び乾燥卵及び家計消費向けのゆで卵、温泉卵等がある。
洗卵	原料鶏卵を飲用適の水を用いて洗浄すること。洗浄水及びすすぎ水は、次亜塩素酸ナトリウム溶液等殺菌剤を用いる。
検卵	透過光線や正常卵と破卵等を適確に選別できる方法を用いて、正常卵、破卵、汚卵、軟卵等に選別すること。なお、検卵は「検卵責任者」が行う。
選別	「鶏卵の取引規格」に基づいて卵重を測定し、選別すること。GPセンターでは自動重量選別機が普及している。